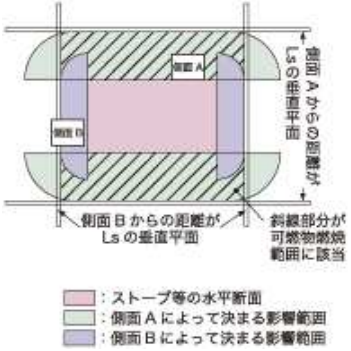
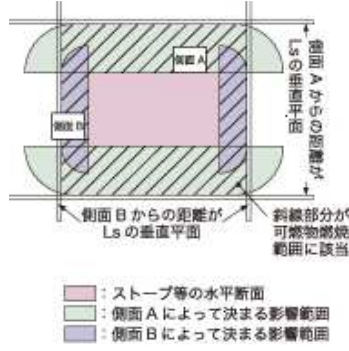
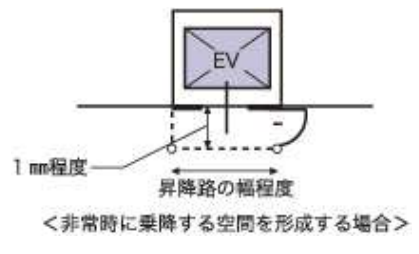


<下線箇所を訂正>

頁	【誤】	【正】
326	<p>[5-14-6]<二号図①>中央の図</p>  <p>※紫色の部分に斜線が入ります。</p>	<p>[5-14-6]<二号図①>中央の図</p>  <p>※紫色の部分に斜線が入ります。</p>
334	見出しの下 法 129 条の 2 の 5	令 129 条の 2 の 5
336	[6-1-7]見出し 排水のための配管設備の設置及び構造 (法 129 条の 2 の 5 第 3 項)	排水のための配管設備の設置及び構造 (令 129 条の 2 の 5 第 3 項)
405	[6-9-5]「2 乗場戸前の空間を含めた防火設備とする場合」	 <p>※「1mm 程度」⇒「1m 程度」に修正します。</p>
432	[6-15-5]消防設備規制早見表 表側 防火対象物の別 (令号表第一)	防火対象物の別 (令別表第一)
448	17 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。	その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法 20 条の 2 第 3 項又は 20 条の 3 第 3 項の規定により建築物が構造関係規定又は設備関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士を含むものとする。

449	「 <u>26 防災街区整備地区整備計画</u> 」の下に追加	<u>27 歴史的風致維持向上地区計画</u> ◆法2条 <u>二十七号</u> ◇都計法12条の4第1項 <u>三号</u> <u>都市計画法12条の4第1項三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。</u> <u>28 歴史的風致維持向上地区整備計画</u> ◆法2条 <u>二十八号</u> ◇地域歴史的風致法31条2項 <u>四号</u> <u>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「地域歴史的風致法」という）31条2項四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。</u>
	<u>27 沿道地区計画</u> ◆法2条 <u>二十七号</u> ◇都計法12条の4第1項 <u>三号</u>	<u>29 沿道地区計画</u> ◆法2条 <u>二十九号</u> ◇都計法12条の4第1項 <u>四号</u>
	<u>28 沿道地区整備計画</u> ◆法2条 <u>二十八号</u>	<u>30 沿道地区整備計画</u> ◆法2条 <u>三十号</u>
	<u>29 集落地区計画</u> ◆法2条 <u>二十九号</u> ◇都計法12条の4第1項 <u>四号</u>	<u>31 集落地区計画</u> ◆法2条 <u>三十一号</u> ◇都計法12条の4第1項 <u>五号</u>
450	<u>30 集落地区整備計画</u> ◆法2条 <u>三十号</u>	<u>32 集落地区整備計画</u> ◆法2条 <u>三十二号</u>
	<u>31 地区計画等</u> ◆法2条 <u>三十一号</u>	<u>33 地区計画等</u> ◆法2条 <u>三十三号</u>
	<u>32 プログラム</u> ◆法2条 <u>三十二号</u>	<u>34 プログラム</u> ◆法2条 <u>三十四号</u>
	<u>33 特定行政庁</u> ◆法2条 <u>三十三号</u>	<u>35 特定行政庁</u> ◆法2条 <u>三十五号</u>
450～ 455	見出し番号 <u>34～48</u>	<u>36～50</u>

以上